二　法附則第九条第八項第二号に掲げる場合　電気供給業を行う法人が同号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

三　法附則第九条第八項第三号に掲げる場合　電気供給業を行う法人が同項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

附則第六条の十六第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

附則第六条の十七を附則第六条の十八とし、附則第六条の十六の次に次の一条を加える。

第六条の十七　法附則第十条の二第二項に規定する政令で定める家屋は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関連する非商業的活動の用に供する家屋とする。

（法附則第十条の二第二項の家屋）

附則第七条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項第一号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「図書館」を「保育所、図書館」に改め、「、劇場」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十項」を「第二十一項」に、「図書館」を「保育所、図書館」に改め、「、劇場」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　法附則第十一条第七項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）以外の同条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（以下この号において「都市再生緊急整備地域」という。）内において施行される同法第二十五条に規定する認定事業（以下この号及び次号において「認定事業」という。）であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同法第二条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　特定都市再生緊急整備地域内において施行される認定事業であること。

附則第八条及び第九条を削る。

附則第九条の二の見出し中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に改め、同条第一項中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に、「附則第七条第十四項」を「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第一項」を「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第九条の三（見出しを含む。）中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第九条の四の見出し中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条第一号イ中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条を附則第九条の二とする。

附則第十条の二第一項を次のように改める。

法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。

一　道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたもの

三　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　号）第三条第二項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車

附則第十条の二の二第八項中「同日」と」の下に「、同条第十三項ただし書中「国の行政機関の長」とあるのは「国の行政機関の長又は法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定するオーストラリア軍隊」と」を加える。

附則第十条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲）」を付し、同条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の四　法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関連する非商業的活動の用に供する家屋及び償却資産のうち同項に規定する者が所有するものとする。

附則第十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に、「のうち」を「（次項において「水素充填設備」という。）のうち」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法附則第十五条第七項に規定する設備のうち大規模なものとして政令で定めるものは、水素充填設備のうち、前項に規定する金額が五億円以上のものとする。

附則第十一条第十項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　法附則第十五条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）以外の同条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（以下この号において「都市再生緊急整備地域」という。）内において施行される同法第二十五条に規定する認定事業（以下この項及び次項において「認定事業」という。）であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同法第二条第一項に規定する都市開発事業をい